Appendix 8 RE指令適合証明書申込書(兼同意書)

RE指令適合証明書申込書

(兼同意書)

2019 年 11 月 7 日

株式会社 UL Japan　殿

郵便番号	192-8525
住　所	東京都八王子市石川町 2967-3 2967-3 Ishikawa-machi, Hachioji-shi, Tokyo, 192-8525 Japan
法 人 名	株式会社 JVC ケンウッド JVCKENWOOD Corporation
代表者(役職/氏名)	代表取締役社長　江口　祥一郎 President　Shoichiro Eguchi
担当部署	オートモーティブ技術本部　第3基盤技術部　技術法規グループ
責任者(役職/氏名)	グループ長 岩田和己　印
ウェブアドレス	http://www.jvckenwood.com/

私は下記の代理人を定めて、標記申込み手続に係る権限を委任します。*1

郵便番号	516-0021
住　所	三重県伊勢市朝熊町 4383 番 326
法 人 名	株式会社 UL Japan
代表者(役職/氏名)	伊藤由佳里　印又は署名

RE 指令に基づく適合性評価及びその結果に基づく証明書発行を申込みます。

1. 申込の区分	新規☒ / 類似 ☐ / 変更 ☐(オリジナル認可証番号:　　)
2. 認定代理人	有☒ JVCKENWOOD Europe B.V.　　無☐
3. 輸入業者	有☒JVCKENWOOD Europe B.V. / JVCKENWOOD Europe B.V. Spain Branch / JVCKENWOOD Italia S.p.A.　　無☐(別途設定:車載製品等)
4. 製造者(申請者同様の場合不要)	
5. 製造者住所(申請者同様の場合不要)	〒221-0022 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目 12 番地
6. 試験レポート一式の提出	無☐ 有☒　無線☒　EMC☐　安全☐
7. 技術文書(TD)の提出	無☐　有☒
8.試験データの受入	非該当☐　UL Japan は今回の申請スコープで受入済み*2 ☒
9. 備　考	
10. 担当者	氏名:伊藤由佳里　Tel: 0596-24-8999 E-mail: Yukari@ul.com

*1 申込の委任を行う場合に委任者などを記載し、委任がない場合は不要です。
*2 試験を UL Japan 以外が行った場合、記載が必要です。
※証明書は電子ファイルでの発行となります。

（裏面記載事項）

申込者は、RE 適合証明書の申込みにあたり、RE 指令適合証明書取得申請同意書に記載された事項及び次の事項に同意します。

1. この申込みは、技術文書又は無線試験レポート一式、或いは試験品((株)UL Japan に試験・技術文書作成を依頼する場合)及び試験に必要な書類(RE 指令適合証明書お取引の手引きに記載)の受領後に完了します。

2. 試験品の受け渡し((株)UL Japan に試験・技術文書作成を依頼する場合)は、下記の事業所とします。尚、これに関する輸送についての責任は申込者とします。

   株式会社 UL Japan　コンシューマーテクノロジー事業部
   〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326

3. 申込受理より 6 ヶ月以内に技術文書、無線試験レポート一式、又は試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込は、申込者の都合により取り下げられたものとします。

4. (株)UL Japan が試験品を返却するときは、試験によって生じた解体又は損傷について、(株)UL Japan は一切その責任を負わないものとします。

5. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後 50 日以内に行うものとし、引取期限内に引取らないときは、(株)UL Japan で廃棄処分をしても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係わる費用は、申込者が負担するものとします。

6. 申込者は、(株)UL Japan の請求書を受け取った日から起算して 60 日以内に、手数料及び費用を取引銀行への払込みにより支払います。申込者が他の支払手段を希望する場合は、申込みの際に(株)UL Japan と協議により支払い方法を決定します。

7. 本申込書の提出により他の NB に同様の申請が提出されていないことを宣言したものとみなします。

株式会社 UL Japan

RE 指令適合証明書申込書附属書

申込機器概要

1. ブランド名			KENWOOD	
2. 申込機器の製品(商品)名			名称:CD RECEIVER 種類: ☐Short range device ☒2.4 GHz wideband transmitter system ☐Cell phone ☐Wireless microphone equipment ☐5 GHz or 60 GHz high performance RLAN equipment ☒Receiver	
3. 申込機器のモデル番号			DPX-7200DAB	
4. シリアル番号			144X0068, 144X0069, 144X0056	
5. シリーズモデルの有無			有☐ (具体例) 無 ☒	
6. 意図する使用環境			住宅地域☒ 商業地域☐ 軽工業地域☐ 重工業地域☐	
7. システムの場合、システムを構成する製品の型名及び製品名			N/A	
無線機器	8. 送受信機の仕様	(1) 定格/最大出力	定格:N/A (☐e.i.r.p/☐e.r.p/☐伝導) 最大:BT: 4dBm (☒e.i.r.p/☐e.r.p/☐伝導)	
		(2) 発射(受信)可能な電波の型式及び周波数範囲	BT(F1D,G1D): 2402MHz-2480MHz FM: 87.5MHz - 108.0MHz MW(AM): 531kHz - 1611kHz LW(AM): 153kHz – 279kHz DAB BandⅢ: 174.928MHz - 239.200MHz	
		(3) チャンネル数/間隔	BT:79ch/1MHz FM: 411ch/50kHz MW(AM): 121ch/9kHz LW(AM): 15ch/9kHz DAB: 41ch	
		(4)必要帯域幅	1MHz (BT) 200kHz (FM) 9kHz (AM)	
		(5) デューティサイクル	Up to 100%	
		(6)クロック周波数 送信機、受信機の主要クロック	2.4GHz, 24MHz, 32.768kHz, 166MHz, 125MHz, 25MHz, 7.8-8.2GHz, 128kHz, 93kHz, 24.576MHz, 147.456MHz, 49.152MHz, 98.304MHz, 12.288MHz, 18MHz, 37.209375MHz, 1.6MHz, 625kHz	
		(6)クロック周波数 受信機の IF	FM: 128kHz MW(AM): 93kHz LW(AM): 0Hz DAB: 1.536MHz	
		(7)受信機クラス	N/A	
	9. ソフトウェア Ver.		N/A	
	10. ネットワークインターフェース		N/A	
	11. アンテナ		(1) 型式及び構成	PCB antenna (Integral)
			(2) 利 得	0.25dBi
12. 適用規格名			無線	EN 300 328:V2.1.1 EN 303 345:V1.1.7(Final Draft)
			EMC	EN 55032:2015 EN 55035:2017 EN 50498:2010 EN 301 489-1:V2.1.1, EN 301 489-17:V3.1.1
			安全	EN 60065:2014+A11:2017 EN 62479:2010
13. 技術文書(TD)識別 弊社作成の場合は別途担当者にご連絡下さい。			No.	13064830 H 発行日 DoC 発行日
			発行者	JVCKENWOOD Corporation
			住所	3-12, Moriya-cho, Kanagawa-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 221-0022, JAPAN

14. 参考事項(一部他の NB 検証を参照する場合、その認可証の識別)	EMC は本申請の検証対象ではございませんが、適合性を示す為に EN 55032 レポートを提出致します。 記載の最大パワー値は公称値となります。 モジュール：MC88-12 について、モジュールとしては BT,BLE 機能がありますが、本製品では BLE はソフトウェアにより使用しない仕様になっています。 組立図（サブアセンブリ）は、パーツレイアウトと製品内部写真にて代用いたします。

※非該当箇所は N/A とご記入下さい。

RE 指令適合証明書取得申請同意書

申請者(以下「甲」という。)と株式会社 UL Japan(以下「乙」という。)は、乙の MRA 法に基づく第一号事業による、甲の RE 指令適合証明書取得に関して以下のとおり同意する。

(用語の定義)

第 1 条　この同意に関する基本的な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) MRA 法:特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律をいう。

(2) 第一号事業:MRA 法で定める国外適合性評価事業で、RE 指令付属書3に係る適合性評価業務をいう。

(3) 適合性評価機関:MRA 法に基づき認定され適合性評価手続きを実施する機関(Conformity Assessment Body, 以下 CAB という)をいう。

(4) RE 指令:無線機器を市場において利用可能とすることに関わる加盟国の法律の調和に関する 2014 年 4 月 16 日付欧州議会及び閣僚理事会指令 2014/53/EU をいう。

(5) 製品等:甲が製造又は販売する電気製品及び関連する部品等であって、この同意により RE 指令適合証明書交付の対象となるものをいう。

(6) RE 指令適合証明書:MRA 法に基づき認定された CAB が、製品等の適合性評価を行い、当該製品が RE 指令の必須要求事項に適合していることを証明した文書(以下証明書という)をいう。

(7) 認証製品: 認証された製品をいう。

(認証)

第 2 条　乙は、甲の製品について、次条当該認証要件に適合していると認められるときは、その認証範囲と整合した認証を行い、MRA 法第 12 条に基づき主務省令で定める標章を付した、その認証範囲に関する証明書を発行する。

2　当該認証要件に適合していないと認められるときは、不適の通知を行う。

3　乙は、認証の申込みがあった製品等が前項の認証の要件及び次条の認証継続の要件に適合しているかどうか通常必要とされる注意義務をもって行なうものであり、個別の認証製品毎の性能及び安全性を保証するものではない。

4　甲は、再評価が必要な変更を行った場合は、これを乙に通知する。

(認証の要件)

第 3 条　RE 指令適合の要件は、次の当該要求事項を満たしていることをいう。

(1)　RE 指令第 3 条 1 a)の必須要求事項

(2)　RE 指令第 3 条 1 b)の必須要求事項

(3)　RE 指令第 3 条 2 の必須要求事項

(4)　RE 指令第 3 条 3 の必須要求事項

(5)　及び認証スキームの変更に関して継続的に満たすこと。

(認証マーク)

第 4 条　乙は、甲に対し、RE 指令に基づいた、当 CAB の識別番号を付した CE マークの使用を許諾する。(Annex 3 においては製品上への NB 番号の使用は不可である)

2　甲は、当 CAB の識別番号を付した CE マークの使用、及び製品に関する情報について責任を有する。

3　甲は、出荷又は流通段階に置く製品等が認証の要件及び認証継続の要件に適合していることを社内検査又はその他適切な方法をもって確認して、RE 指令に基づく当 CAB の識別番号を付した CE マークを使用する。

(証明書の利用)

第 5 条　甲は、証明書を広告又は販売促進手段として利用してはならない。

甲は，乙の評価を損なうような製品認証の使い方をせず，また，誤解を招く又は認証範囲を逸脱すると乙が考えるような製品認証に関する表明を行ってはならない。認証文書の写しを甲が他者に提供する場合，複製により行う。

その複製は、認証文書の全部であるか、又は原本が紙面である場合はそのコピー、電子媒体である場合は、COPY 等の文字を付することにより複製であることがわかる識別を行う。文書，パンフレット，宣伝・広告物などの媒体で製品認証について言及する場合、認証スキームの規定に従う。

(認証に影響を与える変更)

第 6 条　甲は，次の事項について変更がある場合は、遅滞なく乙に通知する。

－ 法律上，商業上，組織上の地位又は所有権の変更

－ 組織及び経営層の変更

－ 製品又は生産方法に対する変更

－ 連絡先及び生産する事業所の変更

－ 品質マネジメントの重大な変更

(資料の提供)

第 7 条　甲は、評価の実施に必要な全ての手配を行い、また評価に必要な全ての情報を乙に提供する。

2　また、乙は甲に対して、認証に関わる情報(評価手順、認証方法、料金、権利、義務、苦情及び意義申立て等を含む)を提供するものとする。

(守秘義務)

第 8 条　乙は、甲から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を認証業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用又は甲の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に洩らしてはならないものとする。ただし、同意時に公知であった情報、同意後に乙の故意又は過失によらずに公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報は除く。

(改善勧告)

第 9 条　乙は、第 15 条に定める取消し事由があると認めるときは、甲に対し、これを改善するよう催告し、甲は当該催告に従って必要な措置をとる。

(承継)

第 10 条　甲は、認証に係わる事業の全部を譲渡し、又は甲について相続若しくは合併があるときは、事前の書面による乙の同意を得て、認証の全てを承継させることができる。

(苦情等の処理)

第 11 条 甲の認証製品に関して、第三者から苦情が申し立てられ又は甲と第三者との間において紛争が生じたときは、当該苦情及び紛争が乙の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、甲はその責任において解決を図るものとする。

2　前項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償その他の負担をさせられたときは、甲は乙の求償に応ずるものとする。但し、当該苦情及び紛争が乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、この限りではない。

3　乙は、認証製品の試験基準適合性、事故原因究明、再発防止策等について、甲に協力する。

4　乙は、甲より認証業務に係る苦情を受けた場合、社内規定に従い苦情を分析し、適切に対応する。

5　乙は、甲の要請に応じ、苦情の処理手順を提示する。

(苦情への対応の記録)

第 12 条　甲は、認証製品につき第三者から申し立てられた苦情を受け付け、処理し、その概要と対応措置を記録する。

2　乙は、事前の記録を閲覧できるものとし、甲は、乙から請求があったときは、これを提出する。

3　第三者が乙に対して認証製品に対する苦情を申し立てたときは、乙は、これを甲に通知する。

(異議申立て)

第 13 条　甲は、乙が行った認証の結果又は第 11 条の苦情の処理に異議がある場合には、その旨を記載した書面(以下「異議申立書」という)を乙に提出することができる。

2　異議申立ては、認証の結果の通知書を受理した日から起算して 30 日以内に行なわなければならない。

3　異議申立書には、氏名又は名称及び法人の場合には代表者の氏名、異議申立ての趣旨及び理由を記載しなければならない。

4　乙は、異議申立書に対する回答を異議申立書を受理した日から起算して 30 日以内に甲に通知する。

(同意の有効期間)

第 14 条　この同意の有効期間は、この同意成立の日から甲が最後の当該認証製品を EEA(欧州経済領域)市場に上市するまでとする。ただし、第 15 条の規程により認証の取消となった場合、又は第 16 条による同意解除を行なった場合は、その時までとする。

(認証の一時停止、取消し、終了)

第 15 条 次の各号に掲げる事由の一に該当する場合、乙は認証を一時停止、取消し、終了することができる。その際は、製品認証に言及している全ての宣伝・広告物の使用を中止し，乙の要求に従って処置を取る。いかなる場合も、認証依頼費用の対価を超えて 乙は甲には保障を行わないものとする。また、取り消し、及び終了の際は、甲は乙により要求される全ての文書を乙に返却する。

(1) 甲が証明書を悪用し、第 9 条の乙の催告にもかかわらず改善を行なわなかった場合

(2) 証明書が間違って発行された場合

(3) 甲より認証取消し要求があった場合

(同意の解除)

第 16 条 甲は、書面で通知することによりこの同意を解除することができる。この場合、この同意は書面による通知が乙に達した日の 30 日後に終了する。

2　乙は、甲に次の各号の一つに該当する事由の生じたときは、この同意を解除することができる。

(1) 甲がこの同意の条項に違反し、乙の催告にもかかわらずその違反を是正しなかったとき

(2) 甲が乙の請求書を受け取った日から起算して 60 日以上手数料及び費用の支払いを遅延したとき

(3) 甲に乙との間の信頼関係を破壊する行為があったとき

(4) 甲が支払いの停止又は破産宣告、特別清算、和議、会社整理若しくは会社更生の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき

(不可抗力による同意の終了)

第 17 条 天災地変その他不可抗力により乙の認証業務の遂行が不可能となったときは、この同意は当然に終了する。

(オブザーバの参加)

第 18 条　甲は、評価活動及び苦情に関する調査活動、及び該当する場合には、オブザーバの参加に必要な手配を行う。

(定めなき事項)

第 19 条 この同意に定めのない事項及びこの同意の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及び乙は日本の法令及び慣習に則り誠意をもって協議のうえその解決を図るものとする。